

農業用使用済みプラスチック中間処理作業委託事業

入札説明書

令和元年 8 月 21 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社

この入札説明書は、農業用使用済みプラスチック中間処理作業委託事業に係る総合評価一般競争入札の執行及び契約について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知のうえ、必要書類を提出されるようお願い致します。

1 公告日 令和元年 8 月 21 日

2 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 農業用使用済みプラスチック中間処理作業委託事業
- (2) 業務内容 茨城県園芸リサイクルセンター（以下「センター」という。）の再生処理プラントにおいて、搬入された農業用使用済みプラスチックの中間処理を行い、中間処理製品「ビニールグラッシュ」を製造すること及び中間処理作業に付随して発生する排水処理作業並びに洗浄残土の乾燥処理。
- (3) 業務委託場所 茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
茨城県園芸リサイクルセンター
- (4) 委託期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間

3 担当部署

〒311-3137
茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
公益社団法人 茨城県農林振興公社 園芸振興部
園芸リサイクルセンター
電話 029-293-6800 FAX 029-293-6860

4 競争入札参加資格

入札参加者は、公告日において、以下に示す要件を全て満たすものとする。

- (1) 農業用塩化ビニール（以下「農ビ」という。）年間概ね 1,200 トンを、センターの再生処理プラントで中間処理し、「ビニールグラッシュ」を処理量の概ね 7 割程度製造するとともに、製造した全量を公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）より買取り、販売できる能力を有すること。
- (2) 中間処理作業で生じた排水を、センター内の排水処理施設により適正処理を行う能力を有すること。
- (3) 排水処理過程で発生する洗浄残土年間概ね 240 トンをセンター内乾燥場へ移動する能力を有すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）第 21 条に基づく技術管理者の資格を有する者がいること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (7) 過去 3 年間に於いて課税庁による滞納処分を受けたことがない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 過去 3 年間に於いて主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (10) 過去 3 年間に於いて廃掃法その他法令の違反により行政処分を受けたことがない者であること。
- (11) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

5 入札参加の手続き

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号。以下「確認申請書」という。）に必要な資料一式を添え、公社に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、茨城県の廃棄物処分の入札有資格者は、(2) ③から⑥を免除する。
- (2) 必要な資料
 - ①誓約書（様式第 2 号）
 - ②茨城県の廃棄物処分の入札有資格者は、「物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書」の写し
 - ③商業登記簿謄本（発行日から 3 ヶ月以内の原本に限る）
 - ④会社概要、農業用廃プラスチックの処分に関する業務経歴書
 - ⑤直近 3 事業年度の法人税申告書別表一（一）・別表四及びこれに対応する決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
 - ⑥直近 3 事業年度の納税証明書（法人税、復興特別法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（その 1）並びに法人事業税他地方税（都道府県、市町村）の納税証明書で発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - ⑦農業用廃プラスチックの処分を行った場合は、平成 26 年 4 月以降の処分及びその販売実績。実績がない場合は、農ビ年間概ね 1,200 トンを、廃掃法その他関係法令を遵守し適切に処分及び販売等する能力を証明する書類（作業計画書及び販売計画書等）
 - ⑧技術管理者の資格を証明できる書類の写し
 - ⑨優良産廃処理業者の認定を受けている場合は、認定証の写し
- (3) 提出場所
3 の担当部署と同じ
- (4) 提出期限
令和元年 9 月 3 日（火）午後 4 時まで

(土、日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時までを除く。) ※期限を過ぎての提出は一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認は申請書の提出後行い、その結果は入札参加資格確認通知書(様式第3号)により提出期限日の翌日から5日以内に回答する。

(6) 参加資格がないとされた者は、公社に対し、その理由について入札説明書に記載された方法で説明を求めることができる。

6 落札者が実施する業務の範囲

(1) 中間処理作業

①搬入された農ビを、センターの再生処理プラントにて「グラッシュ」を製造する。

②上記製造に際しては、搬入実績を考慮しセンターと協議のうえ円滑な製造を行う。

(2) 中間処理作業に付随して発生する排水処理作業等

①センター内の排水処理施設において適正な処理を行う。

②排水処理過程で発生する洗浄残土年間概ね240トンを乾燥場に移動させ、乾燥処理を行う。

(3) 作業報告、業務完了報告書等の提出

①作業報告は、製造実績(日報)を作業翌日に、月次実績(月報)を翌月第1営業日にセンターに提出する。

②落札者は、中間処理作業により製造された全量を、公社から購入しなければならないが、その販売実績を毎月センターに提出する。

③委託契約期間満了後、業務完了報告書を直ちに作成し公社に提出する。

(4) 引継

①落札者は、受託期間終了時に、公社による施設・機械類の現状確認を受けなければならない。

②落札者は、受託期間終了後、直ちに次期受託者に誠実に引継ぎを行わなければならない。

(5) 再委託の禁止

落札者は、契約義務のいずれも他人に委託してはならない。ただし、特別な事情により委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

7 落札者が負担する費用、協力等

(1) 人件費(賃金、法定福利費等)

(2) 製造並びに排水処理施設の運転に要する電力料金及び管理棟を使用する場合は、その電力料金。なお、管理棟内事務室1室は無償で使用することができる。

(3) 作業に必要な消耗品購入費。但し、破碎機等の替刃を除く。

(4) 機械類の軽微な調整、整備費

(5) 重機、乾燥機等に使用する燃料費

(6) 刃の研磨及び軽微な調整費用

(7) 機械類の操作ミス等による故障等の修繕費用

- (8) その他必要資材，機械及びその賃借料
- (9) センター地元推進協議会が行う総会，研修会等及び地域の行事に協力すること。
- (10) 事務棟を含むセンター構内の清掃，排出事業者によるセンター搬入に協力すること。
- (11) 処理再生プラントを適正に稼働させるために必要な技術力の特殊性に鑑み，現在センターにおいて作業に従事している要員を雇用するなど，事業の継続性・安定性の確保に努めること。

8 委託費の支払い

- (1) 委託費は，上記6に定める業務を実施するために必要となる費用であり，上記7の諸費用が含まれる。
- (2) 委託費は，落札者が製造及び計量した農ビグラッシュ重量の1.42倍に所定の単価を乗じ消費税を加え，毎月末に締め切り，落札者は翌月3日までに請求書を提出し，公社はその月末までに支払う。
なお，センター職員は，いつでも落札者の計量を確認することができる。

9 中間処理製品代金の支払い

- (1) 中間処理製品は，落札者が全量を購入しなければならない。
- (2) 代金は，作業委託により製造された重量に所定の単価を乗じた金額に消費税を加え，毎月末に締め切り，公社は翌月3日までに請求書を提出し，落札者はその月末までに支払う。

10 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 落札者の責めに帰すべき事由による場合
 - ①落札者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった又はその懸念が生じた場合，公社は落札者に，一定期間内の改善計画の作成・実施を求めることができる。落札者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合は，公社は委託契約を解除することができる。
 - ②落札者が倒産し又は財務状況が著しく悪化し，その結果，業務の継続が困難と合理的に考えられる場合，公社は委託契約を解除することができる。
 - ③上記①，②の規定により公社が委託契約を解除した場合，落札者は，公社に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 公社の責めに帰すべき事由による場合
 - ①公社の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合，落札者は委託契約を解除することができる。
 - ②上記①の規定により落札者が委託契約を解除した場合，公社は，落札者に生じた損害を賠償するものとする。
- (3) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合
不可抗力その他，当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困

難となった場合、公社及び落札者双方は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、公社及び落札者は、委託契約を解除することができる。

1 1 入札説明会

(1) 日時及び場所

令和元年 8 月 28 日（水）午後 1 時
東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
茨城県園芸リサイクルセンター

(2) 事前申込み

参加希望者は、入札説明会申込書（様式第 4 号）により、令和元年 8 月 26 日（月）午後 5 時までに電子メールにて申し込むこと。参加者は、1 社あたり 3 名までとする。

送付先：risaikuru@ibanourin.or.jp

1 2 入札手続き等

(1) 提出書類及び部数

①入札参加資格確認通知書 1 部

②企画提案書（様式第 5 号） 8 部

以下の項目を記載すること（いずれも消費税を含まない）

ア) 農ビの中間処理作業委託費について、処理前 1 キログラム当たり単価

イ) 農ビ 1,200 トンの中間処理をする場合の総処理費

ウ) 「ビニールグラッシュ」年間 840 トン（処理量の概ね 7 割程度）を購入する際の 1 キログラム当たりの単価

エ) 「ビニールグラッシュ」年間 840 トン（処理量の概ね 7 割程度）を購入する際の総金額

オ) 差引（エーイ）

③農業用プラスチックのリサイクルに関する提案（様式自由） 8 部

以下の事項について可能な限り具体的な事例や固有名詞を含め記載すること。（詳しくは「評価項目及び配点表」を参照）

ア) 業務実施方針（実施手順、品質管理等）

イ) 運転、維持管理（安定・安全運転、維持管理等）

ウ) リスク管理（環境変化への対応、リスクマネジメント等）

エ) 販売方法、履行確実性（販売先及び単価等、安定的な業務の継続）

オ) 地域・社会貢献（地域雇用、地域への貢献等）

カ) 環境性能（環境配慮への取組み、優良基準等）

(2) 提出場所

3 の担当部署と同じ

(3) 提出期限

令和元年 9 月 11 日（水）午後 4 時まで

（土、日、祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までとし、正午から午後 1 時までを除く。）

※期限を過ぎての提出は一切受け付けない。

(4) 落札者の決定方法

環境保全事業者等検討委員会（以下「委員会」という。）は、委員会が定めた「評価項目及び配点表」により、入札参加資格通知書の交付を受けた者から提出される企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査し、総合評価値を算出する。採否については、公社は決定後速やかに通知する。

(5) 質問の受付・回答

①質問の提出方法

ア) 質問・回答書（様式第 6 号）により、電子メール又は FAX により提出するものとする。

イ) 提出先：3 の担当部署と同じ

E メール：risaikuru@ibanourin.or.jp

ウ) 質問を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

②質問送付期間

令和元年 9 月 5 日（木）正午までとする。

③回答方法

全ての質問を一括して応募者全員に、令和元年 9 月 9 日（月）までに電子メール又は FAX により回答する。なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

1 3 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

令和元年 9 月 13 日（金）午後 3 時 30 分より

水戸市 1-3-1 水戸合同庁舎にて

(2) 実施時間

1 社につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分程度以内、質疑応答 10 分程度）

(3) 事前申込み

参加希望者は、プレゼンテーション申込書（様式第 7 号）により、令和元年 9 月 11 日（水）午後 5 時までに電子メールにて申し込むこと。参加者は、1 社当たり 3 名までとする。

E メール：risaikuru@ibanourin.or.jp

(4) その他

①非公開とする。

②プレゼンテーションは、事前に提出した資料をもとに行うこと。追加提案の説明

や追加資料の配付は認めない。

③プロジェクターを使用する場合は、事前にセンターに連絡すること。

④参加者数により実施時間が変わる場合有り。

1 4 入札における注意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類等の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額の訂正はできない。
- (3) 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 148 号各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
- (4) 委託契約書の作成を要する。
- (5) 入札参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (6) 総合評価の審査内容に関しては、一切公表しない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書、仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札公告等について疑義があるときは、前記 3 に掲げる部署に説明を求めることができる。ただし、入札後、入札公告等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできない。
- (8) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (9) 提出した書類の引き換え、変更又は取り消しは認めない。また、返却しない。

1 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は 700 万円とする。